

1. ケアリーバーへの支援について

質問要旨

児童養護施設等を退所し、自立を求められるケアリーバーは、孤立し生活苦に陥る事例が相次ぐ中、児童福祉法の改正により、本年4月から自立支援の年齢制限が撤廃されるが、ケアリーバーへの支援に関し、次の諸点について、知事の所見を伺いたい。

(1) 本府は、既に家庭支援総合センターと民間団体との連携による就労支援や生活相談等を行っているが、法改正には、ケアリーバーに対する支援策の強化も盛り込まれていることから、更なる支援について、どのような強化策を考えているのか。

(2) 法改正後であっても一度社会に出たケアリーバーは、児童養護施設等に戻れず、孤独と困窮に追い込まれると懸念することから、相談窓口で相談者からの連絡を待つだけでなく、SNSを利用した新たな支援等が必要と考えるが、本府として、新たな課題の解決に向けた取組についてどのように考えているのか。

答弁

池田輝彦議員の御質問にお答えいたします。

児童養護施設等の社会的養護経験者、いわゆるケアリーバーへの支援についてでございます。

京都府では、児童養護施設等に入所する子どもたちが将来に向けて夢を持ち、自ら望む社会的な自立が実現できるよう支援を行ってまいりました。

児童養護施設等の子どもたちの多くは、高校卒業後に施設を退所し、進学や就労しながら自立生活を送ることになり、大きな生活環境の変化に直面いたします。退所後は、独り暮らしの寂しさや人間関係づくりへの不安など、精神的にも経済的にも不安定になり、孤立した状態に陥りやすくなることから、退所後も児童の生活状況などを把握し、関係機関と連携しながら必要な支援につなげることが重要となります。

そのため、家庭支援総合センターでは、施設等を退所した子どもたちが円滑に自立できるよう、自立支援コーディネーターを配置し、子どもたちが施設等に在籍しているときから退所後を見据えつつ、一人ひとりの将来の夢や希望を聞き取り、丁寧な相談・支援に取り組んでいるところでございます。

また、退所後の支援として、定期的な訪問による面談や、メール、電話、ニュースレターの送付など、子どもたちに寄り添いながら、きめ細やかな支援を切れ目なく行っております。

さらには、議員ご紹介のとおり、相談支援に関する知見や経験を有する民間団体と家庭支援総合センターが連携をし、

- ・ ソーシャルスキルトレーニングによる就業定着支援や生活力の向上を支援する生活相談
 - ・ 同じ悩みを持つ施設等の退所者が気軽に集い語りあえる居場所の提供
- など、民間団体の柔軟な対応力を活かした事業を実施しているところでございます。

今後は、改正児童福祉法の内容も踏まえ、退所後も安定した地域生活が送れるよう、他の福祉サービスや医療、法律相談をはじめとする必要な支援につなげるなど、これまでの取組をさらに強化してまいりたいと考えております。

また、京都府ではこれまでから、退所後の切れ目のない支援のため、施設等の退所者の連絡先を把握してつながり続けるとともに、個別相談支援や定期的な交流会を開催してまいりましたが、それでも連絡がとれなくなる退所者がいることが課題だと考えております。

そのため、若者の利用が多いSNSの活用による情報発信が有効と考え、今後は、民間団体とも連携をしながら、「X」や「LINE」、「Facebook」などの様々なSNSを活用し、相談窓口や支援に関するプッシュ型の情報発信を積極的に行ってまいりたいと考えております。

今後とも、社会に羽ばたいた退所者の孤立防止や自立・安定した社会生活のための支援を実施してまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、関係理事者から答弁させていただきます。

2. オーバードーズの防止について

質問要旨

薬の過剰摂取であるオーバードーズが原因と疑われる救急搬送が、若者や女性を中心に増加しているが、オーバードーズの防止に関し、次の諸点について、所見を伺いたい。
(健康福祉部長)

(1) 府内の中学校・高校で実施する薬物乱用防止教育では、大麻や危険ドラッグ・覚醒剤等についての防止教育が行われていると聞く中、オーバードーズの危険性の周知や正しい薬の扱い方についての指導を充実すべきと考えるがどうか。

(2) 20代女性の過剰摂取が急増している現状を踏まえると、広く府民へ啓発することや当事者だけでなく家族への情報提供により、早期に相談窓口につなぐ体制が必要と考えるがどうか。また、市販薬を簡単に購入できることが大きな課題であるが、その対策についてどのように考えているのか。

答弁

オーバードーズの危険性の周知や指導の充実についてでございます。

市販薬を過剰に摂取する、いわゆるオーバードーズは、有効成分の過剰な働きにより意識消失などの重篤な影響をもたらすだけでなく、副作用も強く出現することで内臓への悪影響を引き起こすことがあり、また、大麻や覚醒剤をはじめとした違法薬物と同様に依存性が認められるものがあるなど、特に若者への心身への影響は大きく、未然防止に向けた取組が重要と考えております。

現在、小学校から高校までのほぼ全ての学校において、警察関係者、学校薬剤師、教職員、薬物乱用防止指導員などを講師とした薬物乱用防止教室を実施しております。令和5年度には、講師となる方々向けの研修会において、市販薬を大量に服用した場合の危険性や、若者がオーバードーズに走る心理などをカリキュラムに加え、児童・生徒に向けてオーバードーズの危険性について正しく伝えられるよう取り組んでいるところでございます。

次に、府民に向けての啓発や市販薬の販売規制についてでございます。

オーバードーズの背景としては、現実から逃れるための手段として市販薬を使い、やめられなくなる方が多いことが考えられます。そのため、府民への啓発については、単に過剰摂取の危険性を伝えるだけでなく、本人はもちろんその家族など、身近な方を相談できる窓口につなぐことが重要と考えており、きょうと薬物乱用防止情報センターのホームページにおいて、電話相談窓口を紹介しています。

また、京都府ではこれまでから、京都府薬剤師会や京都府医薬品登録販売者協会などの関係団体との連携のもと、薬局・薬店に対し、医薬品の適正な販売の徹底に加え、乱用が疑われる購入希望者に対して積極的に注意喚起の声かけを行うなど、薬剤師や登録販売者が若者のオーバードーズに対するゲートキーパーの役割を担うことを求めているところでございます。

市販薬の販売規制については、本年度、国の「医薬品の販売制度に関する検討会」において、20歳未満への販売について、販売店舗における身分証の確認や、販売数を小包装1個に限るなど、規制を強化する方針が示されているところでございます。

今後とも、京都府薬剤師会や京都府医薬品登録販売者協会、教育委員会、京都府警本部など関係機関が一丸となり、教育や啓発、医薬品の適正流通、自殺対策や孤独・孤立対策などさまざまな観点から、総合的にオーバードーズへの対策を進めてまいりたいと考えております。

3. ネット依存への取組について

質問要旨

勉強等の生活面や体と心の健康面よりもインターネットの使用を優先し、使用時間や方法を自分でコントロールできない状態となるネット依存は、特に中高生の間で問題となっているが、ネット依存への取組に関し、次の諸点について、所見を伺いたい。

(教 育 長)

(1) ネット依存は、低年齢ほど欲求をコントロールすることが困難なため、ネットの使用を制御できず、治療が難航する事例が多いと聞くが、本府は、小中高生のネット依存の現状をどこまで把握しているのか。

(2) ネット依存の兆候を早急に調査し、より低学年から依存防止の対策を打つべきと考える一方で、思春期の児童・生徒は、規制を強化するほど反抗したくなる年齢であることから、自分たちで決めたルールで行動させることが効果的であると考えているが、ネット依存防止の取組についてどのように考えているのか。

答弁

(教育長答弁)

池田輝彦議員の御質問にお答えいたします。

ネット依存への取組についてであります。これからの情報社会を生きる子どもたちは、インターネットとの付き合い方などのリテラシーを身に付ける必要があり、ネット依存につきましても、回復するまでに多くの時間がかかり、将来に大きな影響を与えることから、その予防が重要であると考えております。

子どもたちの現状といたしましては、国、京都府、京都市、通信各社などで構成する「オール京都で子どもを守るインターネット利用対策協議会」が、昨年、府内小中高校生を対象にインターネットの利用状況に関する任意のアンケート調査を行ったところでございます。

その結果、インターネットを1日に4時間以上使う割合は、小学校高学年で1割から2割、中学生・高校生で3割を超える学年もあり、また、4時間以上使う児童生徒は、4時間未満の児童生徒に比べて、「就寝時間が12時を過ぎる」「勉強に自信がない」などの項目に「あてはまる」と回答した割合が高いことがわかりました。

このように、インターネットを使う時間が長いほど生活面や学習面への影響が大きいことから、各学校でのネット利用等に関する講習に加え、児童生徒が自ら考え理解する取組、家庭への働きかけなど、小学校低学年の段階から様々な機会を捉えた対策をより効果的に行う必要がございます。

そのため、これまでから、保護者がネット依存の危険性等を理解し、子どもと一緒にネットの利用に関するルールを話し合うためのリーフレットを作成し、保護者説明会やPTAの会議などで啓発しているところでございます。

今年度から本格実施している京都府学力・学習状況調査の質問調査において、スマートフォン等の使用時間に関する質問を設けておりますので、学力や非認知能力の変化との関係などを分析し、児童生徒や保護者への働きかけに今後活用したいと考えております。

府教育委員会といたしましては、児童生徒のネット利用に対する意識を高め、健全なネット利用の習慣を主体的に身に付けられるよう、関係機関と一層連携し、引き続き実態の把握とともに、取組の充実に努めて参ります。

4. 学校図書について

質問要旨

昨年4月の国の全国学力・学習状況調査によると、読書好きの子どもほど成績が良い傾向が明らかになり、多様な本に触れる機会を増やすことは重要であると考えますが、学校図書に関し、次の諸点について、所見を伺いたい。(教 育 長)

(1) 府内の小・中学校の図書購入や学校司書配置の予算は、国が試算する各学校の地方交付税の算定額を大きく下回っているが、この現状についての認識はどうか。

(2) 学校図書館の充実に向けては、その財源である地方交付税の使途が各市町村に任されていることから、各市町村との協議を深め、第五次の京都府子どもの読書活動推進計画に、明確な数値目標を設定し推進すべきと考えるがどうか。

(3) 府内には学校司書が未配置の学校や複数の学校を兼任している場合も多いことから、同計画に学校司書の更なる充実にについて明確に記述した上で、各市町村と協議を進めていくべきと考えるがどうか。

答弁

(教育長答弁)

次に、学校図書についてでございます。

学校図書館は、読書活動を通じて人格形成や豊かな感性を育成することのみならず、様々な学習での利活用により、言語能力や情報活用能力等の育成を支え、主体的・対話的で深い学びを効果的に進める基盤として重要であると考えております。

こうしたことを踏まえ、府教育委員会では、令和2年に策定した第四次京都府子どもの読書活動推進計画において、小中学校での学校図書の充実や、学校司書等を中心とした読書指導の体制づくりなどを明記し、学校図書館の役割や機能の充実に努めて参りました。

また、国に対しては、学校司書の定数措置や地方財政措置の拡充を要望しているところでございます。

加えて、今年度の6月補正予算でお認めいただきました子どもの読書活動応援事業費により、小中学校を含めた豊かな学びの環境の創造に向け、電子書籍を閲覧できるサービスを充実することで読書活動を支援しております。

しかしながら、京都府内の市町村における令和4年度の学校図書及び学校司書に係る決算額は、地方交付税算定額を下回っているところが多い状況にあるほか、学校図書館図書標準の達成状況は中学校で全国平均を大きく下回っていることや、特に府北部では、人材確保の問題などにより学校司書が未配置の市町村があることなどから、さらに学校図書館の機能充実を図っていく必要があると認識しております。

そのため、京都府子どもの読書活動推進計画の第五次計画を検討する際には、読書活動のみならず、学習活動や学習内容を深めるために学校図書館を利活用している取組を幅広く収集し、その実施に必要な図書の整備や司書の配置などを盛り込むことで、市町教育委員会が具体的にイメージし、予算要求につなげられるよう支援したいと考えております。

また、議員御提案の第五次計画における数値目標につきましては、既に国の5か年計画において、学校図書館図書標準の100%達成や、学校司書のおおむね1.3校に1名配置といった目標が掲げられており、京都府の次期計画に同様の目標を盛り込む必要性については、策定段階で外部有識者等の御意見も伺いながら検討したいと考えております。

府教育委員会といたしましては、学校図書館が効果的に利活用され、主体的・意欲的な学習活動や読書活動が充実するよう取り組むとともに、市町教育委員会における学校図書の整備や学校司書の配置促進等の指導助言に努めて参ります。